

高齢受給者証を交付

国民健康保険(国保)に加入している70歳以上75歳未満の人に高齢受給者証を交付しました。8月1日以降、医療機関で受診する際は、保険証と一緒に窓口提示してください。

※有効期限は令和6年7月末までです。ただし、有効期限までに75歳になる人は誕生日の前日までが期限となり、誕生日以降は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

■高齢受給者の自己負担割合

- ① 2割負担 = 住民税課税所得が145万円未満の人
- ② 3割負担(現役並み所得者) = 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の、70歳以上75歳未満の国保の被保険者がいる人

※70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は、申請により2割負担となります。また、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も2割となります。

限度額適用認定証を交付

入院や外来で医療費が高額になる人は、国保医療課で限度額適用認定証の交付を受けてください。※70歳以上75歳未満の人で、「現役並みⅢ」および「一般」区分の人は、高齢受給者証が限度額適用認定証を

兼ねるため、申請不要です。この認定証を医療機関の窓口提示すると、ひと月当たりの支払いが、その世帯の負担区分の限度額(表1、表2)までになります。

1 70歳未満の自己負担限度額(月額)

区分		医療費の自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降(※2)
住民税課税世帯	上位所得者 基礎控除後の所得901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	基礎控除後の所得600万円超~901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
一般	基礎控除後の所得210万円超~600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	基礎控除後の所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯(※1)		35,400円	24,600円

- ※1...同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
- ※2...過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

2 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※5)
住民税課税世帯	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	一般(※2)	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ(※4)		15,000円

- ※1...同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が210万円以下の場合「一般」となります。
- ※2...現役並み所得者と低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。
- ※3...同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。
- ※4...同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人。
- ※5...過去12カ月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

市税等の納付は 便利な口座振替の ご利用を

市・府民税(第2期分)・国民健康保険料(第3期分)の納期限は8月31日(木)です。納期限までに納付をお願いします。口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がな

い場合あり)や市役所に提出してください。※ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。※納期限までに納付がな
市税に関すること
国民健康保険料に関すること
☎983・2481
国民健康保険料に関すること
☎983・2962



令和5年度低所得世帯物価高騰対策支援給付金

- 対象者 令和5年6月1日時点で本市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主
- ※生活保護受給者や令和5年6月1日時点で、本市の住民基本台帳に登録されている外国人も要件を満たす場合は対象となります。
- ※本給付金は、住民税課税者の扶養親族のみからなる非課税世帯も支給要件を満たす場合は対象となります。
- ※修正申告等により、世帯全員が住民税非課税となった世帯は申請が必要です。
- 給付額 1世帯につき3万円
- 申請手続 給付対象となる可能性がある世帯には、7月28日(金)から順次、申請に必要な書類(確認書)を送付していただきます。必ず記載内容を確認してから、確認書と添付書類を同封の返信用封筒に入れて11月17日(金)(当日消印有効)までに返送してください。
- 給付時期 不備等がなければ、受付後約1カ月で原則世帯主の口座に振込予定。
- ※令和5年度分の住民税均等割非課税世帯が受給する本給付金は、非課税および差押え禁止等の対象となります。

☎低所得世帯物価高騰対策支援給付金担当 (☎981-5505)

子育て支援医療費受給者証の変更のお知らせ

- 令和5年9月から京都府の子育て支援医療制度の改正に伴い、現在お持ちの子育て支援医療受給者証が次のとおり変更となります。
- 現在、受給者証を持つ小学生以下のお子さんには新しい受給者証を8月中旬に郵送します。9月から受診される際は新しい受給者証をお使いください。
- 変更点
 - ▼0~2歳 ↓有効期限が小学校卒業となる年の3月末までに延長。
 - ▼3歳~小学校6年生 ↓受給者証が2枚(さくら色と白色)から1枚(白色のみ)に統合。
 - ※中学生の受給者証の変更はありません。
 - ※高校生に受給者証の交付はありません。高校生の入院医療費(保険対象分に限る)の申請は、領収書等を持って、家庭支援課までお越しください。
 - ※生活保護など、他の公的医療制度を受けている人で受給者証が届いた人や、対象年齢であるのに、受給者証がない人はお問い合わせください。

☎家庭支援課 (☎983-1112)